

# パブリックコメント意見整理表

No.	意見	本市の考え方
1	※「第3次まち美化行動計画」及び「第2次落書きのないまちづくり行動計画」共通 2次から3次、1次から2次へ向けての、まとめと反省、次への目標を明確にすべき、ということです。市の計画は「まちの問題」をできるだけ具体的に、市民だれにもわかりやすい内容であって欲しいと思います。「第2次まち美化行動計画」「第1次落書きのないまちづくり行動計画」は「まちの運動」としては、若干具体性に欠ける内容ではなかったでしょうか。「まち」のどこを、誰が、どうやって「きれいに保っていくか」、「3次」「2次」では、目標を具体的に明示していただきたいと思います。	「第3次まち美化行動計画」、「第2次落書きのないまちづくり行動計画」の進行管理にあたっては、まちの美化の推進についての基本的事項及び重要事項を調査審議するまち美化推進協議会にて、個々の取り組みに関する指標を定めることで計画の達成度を図ります。
2	※「第3次まち美化行動計画」及び「第2次落書きのないまちづくり行動計画」共通 私も、自治会役員として、できるだけ清掃活動には参加しておりますし、朝の八幡宮でのラジオ体操グループの何人かは毎朝ゴミ袋持参で途中のゴミを拾っております。こうした市民の行動、成果については、どう評価されているのでしょうか。	現在、鎌倉のまちが散乱ごみのない美しいまちと鎌倉を訪れる多くの方から評価されていることは、町内会自治会や商店、事業所による清掃活動、また個人の方が自宅周辺を日々清掃するなど、多くの個人や団体などが様々な形で美化活動に関わっていただくことでまちの美化が保たれていると高く評価させていただいています。
3	※「第3次まち美化行動計画」 ・コメントの都度申し上げておりますが、「アダプト・プログラム」のような、日本人が日本語化した外来語として日常的に使用している外国語以外の言葉を、きわめて重要と思われるかたちで使用されることはやめていただきたい。 はたして、「アダプト・プログラム」なる言葉が、全市民を巻き込んで実施してゆく「美化運動」の中心的な概念となるのでしょうか？この言葉を使用するにいたった市役所内での議論・経緯を聞かせていただきたいと思います。	アダプト・プログラムとは、地域の皆さんや事業者の皆さんが自主的に道路や公園、海岸など公共の場所で定期的な清掃活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうという新しい清掃美化、ごみ散乱防止の制度です。鎌倉市ではこのアダプト・プログラム制度を弾力的に運用し、今までの清掃活動の支援の枠に収まらなかった市民団体や事業者の多様な美化・清掃活動を、この制度で支援していきたいと考えています。鎌倉らしいまち美化の取り組みとしてアダプト・プログラムの名前が広められるよう努力してまいります。
4	「第2次落書きのないまちづくり行動計画」 ・「重点地区」とありますが、それがどこなのか、どこかに書いてありますか？	重点地区については、これから具体的に決めていくこととなりますが、候補としては、若宮大路周辺、大船駅周辺、国道134号線沿いなどが考えられます。
5	「第2次落書きのないまちづくり行動計画」 ・私の生活の中で、「落書き」は目に入りません。市としては、まだ「行動計画」が必要とお考えですか？	落書きの通報件数が、平成21年度620件、平成22年度417件、平成23年度651件(2月末現在)あります。大きな落書きは減りましたが、まだ、小さなものは数多く発見されていますので、引き続き計画的な取り組みが必要と考えます。
6	第3次鎌倉市まち美化行動計画 素案 の第4ページ、3 事業者の役割、カ その他の美化活動に関し、素案では ・ 過剰包装を避るなど、ごみの発生抑制を意識した事業活動に努めます。 と有りますが、「避る」という表現より「止める」あるいは「しない」などの表現の方が適切ではないでしょうか。 「避る」という表現は、「好ましくない物・事と何らかのかかわりをもつことのないように一定の距離を保つ」(広辞苑)とあるように受動的・消極的な忌避行動の印象を受けます。現在、鎌倉市では、廃棄物の発生抑制に対する、強い意識が求められているので、特に事業者は、より積極的意識に基づいた事業活動に努めるべきと考えます。 なお、複数の国語辞典を見ましたが、「避る」でなく「避ける」が正しい送り仮名ではないかと考えます。	ご指摘のとおり「しない」の表現にいたしました。

7	あばら家の放置があります。見た目にも汚いし、犯罪の温床にもなりそうです。強制的な撤去させるか、持ち主の費用負担をさせて、塀様のもので覆いをする。	強制撤去も、持ち主の費用負担での塀等の設置も法的根拠がないため困難であると考えます。
8	屋敷跡の敷地の放置、草や灌木が生い茂り、美観を損ねます。これも強制するか、地主に費用負担させてきれいにさせる。	鎌倉市あき地の環境保全に関する条例では、あき地の所有者、占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、当該あき地が不良状態にならないように維持管理しなければならないとされていますが、所有者等の協力が前提となります。強制的な処分や所有者等への費用負担も法的根拠がないため困難であるのが現状です。